# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月24日

【事業年度】 第104期(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

【会社名】イオンモール株式会社【英訳名】ÆON Mall Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長吉田 昭夫【本店の所在の場所】千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6450

【事務連絡者氏名】 専務取締役財経本部長 千葉 清一 【最寄りの連絡場所】 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

【電話番号】 043(212)6451

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年5月22日に提出いたしました第104期(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第3 設備の状況
  - 2 主要な設備の状況
    - (1)提出会社
- 第4 提出会社の状況
  - 1 株式等の状況
    - (2)新株予約権等の状況
    - (8)議決権の状況 自己株式等
    - (9) ストックオプション制度の内容

# 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

# 第3【設備の状況】

- 2【主要な設備の状況】
  - (1)提出会社

(訂正前)

#### <省略>

- (注)1.当連結会計年度において新たにオープンいたしました。
  - 2. 土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は468億円であります。土地の[ ]は、賃借中の契約面積を外書しております。
  - 3.上記の他、リース契約による主要な賃借設備は、次のとおりであります。 提出会社

事業の種類別名称	設備の名称	年間リース料(百万円)
モール事業	テナント管理システム他	5
管理部門	パソコン等OA機器他	<u>0</u>

- 4.「その他」につきましては、差入保証金及び長期前払費用の設備投資の残高合計を記載しております。
- 5. 金額には消費税等を含んでおりません。

#### (訂正後)

### <省略>

- (注)1.当連結会計年度において新たにオープンいたしました。
  - 2. 土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は468億円であります。土地の[ ]は、賃借中の契約面積を外書しております。
  - 3. 上記の他、リース契約による主要な賃借設備は、次のとおりであります。 提出会社

事業の種類別名称	設備の名称	年間リース料(百万円)
モール事業	テナント管理システム他	5
管理部門	パソコン等OA機器他	<u>-</u>

- 4.「その他」につきましては、差入保証金及び長期前払費用の設備投資の残高合計を記載しております。
- 5. 金額には消費税等を含んでおりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】 (訂正前)

<省略>

平成27年4月15日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成27年 2 月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	<u>-</u>	<u>204</u>
新株予約権のうち自己新株予約権の 数(個)	Ч	·
新株予約権の目的となる株式の種類	<u>-</u>	<u>普通株式</u>
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	<u>-</u>	20,400
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	ч	<u>1</u>
新株予約権の行使期間	<u>-</u>	平成27年6月10日~平成42年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<u>-</u>	発行価格 2,117 資本組入額 1,059
新株予約権の行使の条件	<u>-</u>	新株予約権を割り当てられた者は、 権利行使時においても当社の取締役及 び監査役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役及び監査役を退 任した場合であっても、退任日から5 年以内に限って権利行使ができるもの とする。 新株予約権については、その数の全 数につきー括して行使することとし、 これを分割して行使することはできな いものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	·	譲渡による新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	<u>.</u>	÷
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	<u>-</u>	<u>-</u>

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割(または併合)の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2.新株予約権行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、1株当たり帳簿価額と行使価額 との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる)とし、増加する資本準備金の額は、当該合計額から当該 増加資本金の額を控除した額とする。

(訂正後)

<省略>

の記載削除

# (8)【議決権の状況】 【自己株式等】

(訂正前)

## 平成27年2月28日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
イオンモール株 式会社	千葉市美浜区中 瀬1 - 5 - 1	38,900		38,900	0.01
計		38,900		38,900	0.01

# (訂正後)

## 平成27年2月28日現在

所有者の氏名又 は名称	   所有者の住所	   自己名義所有株   式数(株)	   他人名義所有株   式数(株)	   所有株式数の   合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
イオンモール株 式会社	千葉市美浜区中 瀬1 - 5 - 1	38,900		38,900	0.02
計		38,900		38,900	0.02

## (9)【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

#### <省略>

平成27年4月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年 4 月15日
	+10,21 + + 7,100
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	<u>同上</u>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<u>同上</u>
新株予約権の行使期間	<u>同上</u>
新株予約権の行使の条件	<u>同上</u>
新株予約権の譲渡に関する事項	<u>同上</u>
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

### (訂正後)

#### <省略>

平成27年4月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

十川27年4月13日州催の収納収去の大磁により先110	
決議年月日	平成27年 4 月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<u>1</u>
新株予約権の行使期間	平成27年6月10日~平成42年6月9日
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役及び監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割(または併合)の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2.新株予約権行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、1株当たり帳簿価額と行使価額 との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる)とし、増加する資本準備金の額は、当該合計額から当該 増加資本金の額を控除した額とする。